

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年7月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900005号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900020号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和43年7月23日から同年8月1日まで
③ 平成13年6月30日から同年9月1日まで

請求期間①及び②について、私のA社における厚生年金保険被保険者の記録は、昭和43年6月1日から同年8月1日までとなっているが、私は、同年4月1日に同社に入社し、同年5月1日から厚生年金保険に加入することとなっていたはずであり、同年5月分及び同年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。また、同社を退職後、同年7月23日に、次の事業所に入社したので、A社での喪失年月日は同年7月23日になるはずである。

請求期間①及び②については、併せて一体的に調査の上、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日に係る記録を訂正してほしい。

請求期間③について、途中で退職することなく継続してB社に勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の記録がないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社における厚生年金保険の取得年月日は、昭和43年6月1日となっているが、同年5月1日となるはずであると主張している。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、i) 同社に係る

商業登記簿謄本は確認できないこと、ii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も亡くなっていることから、照会を行うことができず、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日は、昭和43年6月1日であり、請求期間①において、同社が適用事業所であった記録は確認できず、請求者が名前を挙げた自身と同日に入社したとする同僚についても、請求者と同日の昭和43年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、請求者は、同僚照会を希望しておらず、照会を行うことができないことから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、A社における厚生年金保険の喪失年月日は、昭和43年8月1日となっているが、同年7月23日に次の事業所に入社したので、同社における喪失年月日は同日となるはずであると主張している。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、i) 同社に係る商業登記簿謄本は確認できないこと、ii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も亡くなっていることから、照会を行うことができず、請求者の請求内容に係る事実関係について確認することができない。

また、請求者は、同僚照会を希望しておらず、照会を行うことができないことから、請求者の請求内容に係る事実関係について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における請求内容について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間②における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間③について、B社の元事業主の回答並びに請求者から提出された平成14年度及び平成15年度の市民税・県民税課税明細書(写)から判断すると、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務していたことはいかかである。

しかしながら、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届(写)によると、B社は平成13年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業所記号簿によると、同社が再び厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年9月1日と記載されていることから、請求期間③において、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の元事業主は、請求期間③当時の人事記録等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間③に係る給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、上記平成14年度市民税・県民税課税明細書(写)からは、平成13年の給与収入額及び社会保険料額のそれぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間③の各月の給与支払金額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間③に国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、請求者と同様に、B社において平成13年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同資格を取得している同僚についても、当該期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、請求期間③直前までB社が加入していたC健康保険組合から提出された被保険者台帳(ハードコピー)によると、請求者の同社に係る喪失年月日は平成13年6月30日と記録されており、オンライン記録と符合している。

さらに、請求者は、同僚照会を希望しておらず、照会を行うことができないことから、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。